

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室
平成31年3月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

はじめに

- 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。
- 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

取組一覧

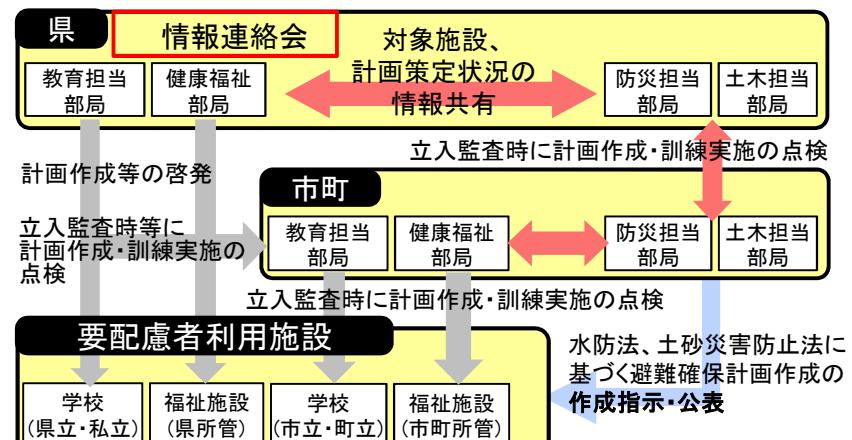
- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

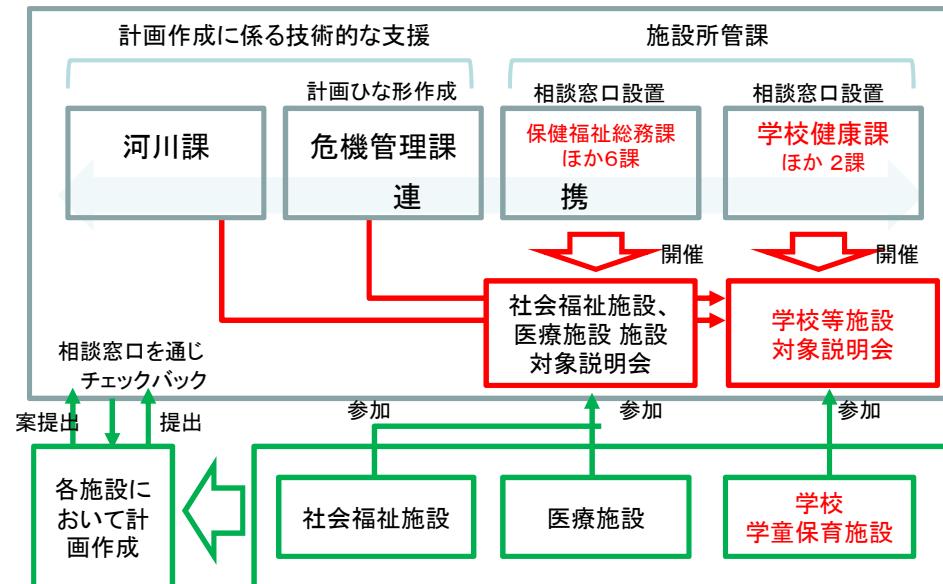
香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「庁内関係課会議」を結成、庁内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的に開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設にとって馴染みのない河川部局からの連絡で最初は戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

適切な役割分担により取組を効果的に促進

地域特性等を踏まえた独自のひな形



国土交通省

- 市の防災体制や地域特性を考慮し、避難勧告等の発令基準や確認すべき水位計の情報等をあらかじめ入力した独自のひな形
 - 国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化

水戸市のひな形

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
注意体制	・水戸市に大雨洪水注意報発表 ・那珂川市水位警戒はん猛烈 ・意水位(4m)に達したとき 等	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報班
		・洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報班
		・使用する器材等の準備	避難誘導班
警戒体制	・水戸市に大雨洪水警報発表 ・那珂川市水位警戒はん猛烈判断 ・水位(6.4m)に達するおそれがあるとき等 ※水戸市から連絡が入る。	・入居(既)者の家族等への事前連絡 ※病院等においては、外来診療中止 ・周辺住民への事前協力依頼	情報班
			情報班
		・要配慮者の避難誘導	避難誘導班
非常体制	・大雨特別警報発表 ・避難勧告等の発令 ・那珂川市水位が避難判断 ・水位(6.4m)を超える場合に上昇するおそれがあるとき、又は、はん猛烈な水位(6.8m) に達したとき ※水戸市から連絡が入る。 ・危険の前兆を確認 等	・避難誘導 ・要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導	避難誘導班

7 地域との連携

- (1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の防配慮者の避難の受け入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○水戸市内における避難勧告等の発令基準を記入済み

栗原市ひな形

吉澤水手事、水手別別種機器(新規品・周辺機器)の概要と各方式の概要											
済本手帳、水本手帳、 片側式手帳	簡易手帳										
(道)川辺運航就業手帳 (済本手帳に相当)	(道)川辺運航就業手帳 本規制手帳の水本手帳に該当するものとし、各水本手帳の上部が記述される板										
船員手帳	船員手帳										
(道)川辺運航就業手帳 定期更新手帳 (済本手帳に相当)	(道)川辺運航就業手帳 定期更新手帳は水本手帳、定期更新手帳に在る必要な要素を記入する所がある水本手帳としてあるが、 必ず記入する水本手帳に記載が見当たる場合、あらかじめ定期更新手帳(定期行動会議を行う日付としてあるなら定期更新手帳も水本手帳)に記入し、さらに水本手帳の上部は見当たる場合 「船員手帳」 (道)川辺運航就業手帳 (済本手帳に相当)										
(道)川辺運航就業手帳 (済本手帳に相当)	(道)川辺運航就業手帳 定期更新手帳の水本手帳と あらかじめ記入された水本手帳に記入										
次回、船舶用機器等については、通常の機器を含めて対応することが望ましい。 参考：船上用機器等については、通常の機器を含めて対応することが望ましい。											
4. 船員募集及び面接											
(1) 機器手帳 受取手帳の提出書類											
受取手帳の提出書類及び収容方法は、以下のとおりとする。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受取手帳の書類</th> <th>収容方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期手帳</td> <td>テープ、クリップ、ブンターキット、(音楽用機器用のカヨモキ)等</td> </tr> <tr> <td>就業手帳、水本手帳等</td> <td>簡易手帳も含むのアッパックス(壁掛け)、イング、ネック(音楽用機器用のカヨモキ)等</td> </tr> <tr> <td>船員手帳、水本手帳等</td> <td>簡易手帳も含むのアッパックス(壁掛け)、イング、ネック(音楽用機器用のカヨモキ)等</td> </tr> <tr> <td>就業手帳、内務省等対応規則等 就業手帳 就業手帳(船員)</td> <td>胸袋等、安全会員シール、テープ、クリップ、シングルマット(音楽用機器用カヨモキ)、ツヨイヌスグリ、緊急脱出装置等</td> </tr> </tbody> </table>		受取手帳の書類	収容方法	定期手帳	テープ、クリップ、ブンターキット、(音楽用機器用のカヨモキ)等	就業手帳、水本手帳等	簡易手帳も含むのアッパックス(壁掛け)、イング、ネック(音楽用機器用のカヨモキ)等	船員手帳、水本手帳等	簡易手帳も含むのアッパックス(壁掛け)、イング、ネック(音楽用機器用のカヨモキ)等	就業手帳、内務省等対応規則等 就業手帳 就業手帳(船員)	胸袋等、安全会員シール、テープ、クリップ、シングルマット(音楽用機器用カヨモキ)、ツヨイヌスグリ、緊急脱出装置等
受取手帳の書類	収容方法										
定期手帳	テープ、クリップ、ブンターキット、(音楽用機器用のカヨモキ)等										
就業手帳、水本手帳等	簡易手帳も含むのアッパックス(壁掛け)、イング、ネック(音楽用機器用のカヨモキ)等										
船員手帳、水本手帳等	簡易手帳も含むのアッパックス(壁掛け)、イング、ネック(音楽用機器用のカヨモキ)等										
就業手帳、内務省等対応規則等 就業手帳 就業手帳(船員)	胸袋等、安全会員シール、テープ、クリップ、シングルマット(音楽用機器用カヨモキ)、ツヨイヌスグリ、緊急脱出装置等										
◆記述例は、ラジオ、クレードル、携帯電話を活用して音楽を聴く者を含めるものとし、これに従って、歌											

- 栗原市の地域特性を基に、確認すべき河川や水位計の情報を記入済み

徳島県のひな形

ひな形1

○○保育所における洪水時等の避難確保計画

第1節 総則

1 目的

第1条 ○○保育所は水害等災難が発生した際の対応を定め、施設における洪水等の状況からあらかじめ用意する（以下「計画書」といふ。）及び避難等のため、身命及び財産を守るために、洪水時の内済か迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の従事者及び利用者など、施設を利用する全ての方に適用する。

第2節 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第3条 ○○保育所は自衛水防組織として、施設長(管理人)を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

新規部署表示		
	役職・氏名	任務
情報伝達係 田中○○○○	出長○○○○ 田中○○○○	・洪水予報・避難勧告等の情報収集 ・緊急及び連絡機関との調整 ・新規伝達による利用者への周知
避難説明係 山本○○○○	出長○○○○ 山本○○○○	・避難説明会の実施 ・避難説明会の準備 ・避難説明会の実施と操作

2 自衛水防組織の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規運用時や震災等の新任時ににおいて、防災に係る研修を実施させよとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

第3節 防災体制

1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時ににおいては、次の防災体制をとるものとする。

注文 体制	体制第1条の判断基準	活動内容	対応要員
注文 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・河川氾濫による浸水等 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水	・洪水による被災者救援 ・施設管理者等の情報収集 ・新規伝達係との調整	・情報伝達係
監査 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・河川氾濫による浸水等 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水	・気象庁報道の把握取扱 ・避難説明会の実施 ・避難説明会の準備 ・避難説明会の実施と操作	・情報伝達係
非常 体制	・河川氾濫による浸水等 ・河川氾濫による氾濫水 ・河川氾濫による氾濫水	・避難説明会の実施と操作 ・避難説明会の準備 ・避難説明会の実施と操作	・監視員等に対応

- 国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成



計画作成における施設管理者の負担を軽減

各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
(窓口への相談で課題解決した例)
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

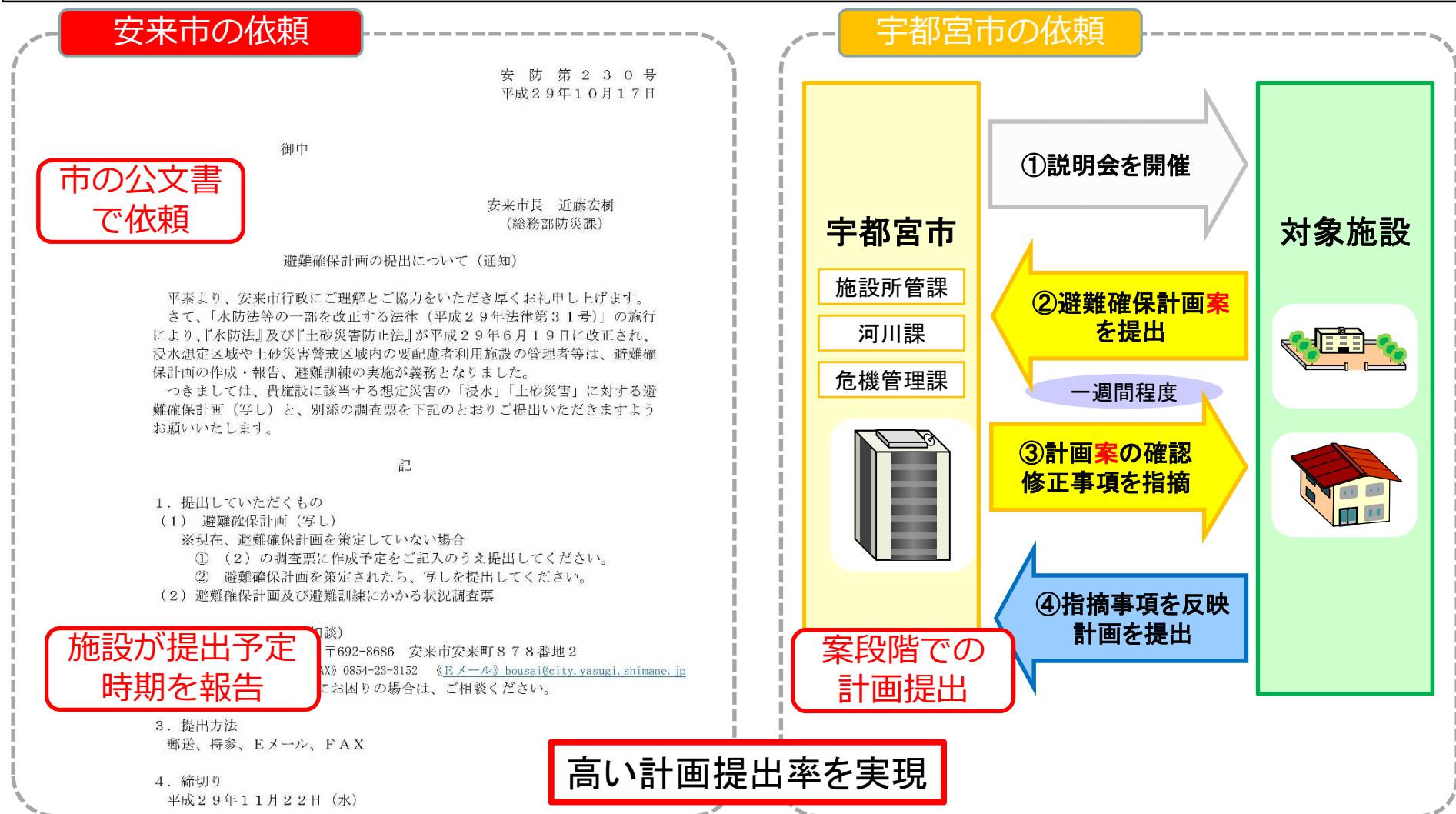
大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

→ 細やかな対応により施設管理者の理解を促進

計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出→本提出）の提出



市町村に対する支援

- GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示し、市町村へ提供
 - 市町村毎に病院、福祉施設、児童施設など3施設における計画作成事例の過程を取りまとめ、参考資料として市町村に提供

香川県の支援



- 市町村における対象施設の把握を支援
 - 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
 - 水防法改正による義務化を知らない施設が
相当数存在

施設に対する繰り返しの周知が重要

市町村における対象施設選定の負担を軽減

徳島県の支援

板野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について

板野町要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作つてみたので、参考にしてください。

○○町での慢水被害時の想定を考えると、

事例1 医療法人○○○○ 病院（医療・高齢者支援施設）での避難強化計画の検討

講義ノース1

要援護者を車に乗車させると速やかに、県道〇〇～〇〇 線を北上し、〇〇〇〇〇〇 改差点を右折し、〇〇〇〇 西詔を〇〇〇〇 川に沿って北上、〇〇 線を右折して〇〇 町民センターへ向進路です。

ダードー
神樹ケース2

事例2 独立行政法人国立病院機構

○○○○○○○○○ は一般的の診療科(有床入院病床)、障害児入所施設(重症心身障害児(者)施設)、障害者就労支援施設、院内保育園が一地区内に設置されています。中心の東西両病院は4階建てではありますが、この地区は〇〇〇川・〇〇〇川に挟まれた浸水想定区域内の要配慮地帯利用施設として、〇〇町地域防災計画に記載されております。とりわけ、この施設は自力で移動が困難な重症心身障害児(者)が入所する施設であり、また、入院精神疾の入院患者、院内保育所での幼児見と、要援護者を多く抱える施設である上に、〇〇川・〇〇〇川の浸水限界が5~10mにも及び地盤でもあり、また〇〇〇川の洪水襲来や今後の気候の進路予想を勘案して、避難準備情報の発令を見極めて速やかに避難が必要であると思われます。

群論ケース 1

この施設金体が〇〇川、〇〇〇川(渓水時の浸水深5~10m)に対応できないため、暴雨警報発令前や台風の進路を勘案して早めにリスクの把握を図る必要があります。避難準備情報発令時に飯坂町指定緊急避難所への道やなな避難所へ向かうがあると思われます。この場合、一番近くに〇〇中学校がありますが、避難場所としての用件を満たしてあらず、少し距離があるが、〇〇町民センター」と〇〇町中公民館、が考えられます。しかし、「〇〇医療センター」には度重の複たきりの(重症心身障害者見付)が入所しており、この人々らの移動には時間と人件が必要あります。最優先に避難をさく、また、緊急避難時に最上階への移動を行うどうもも検討する有必要があると思われます。

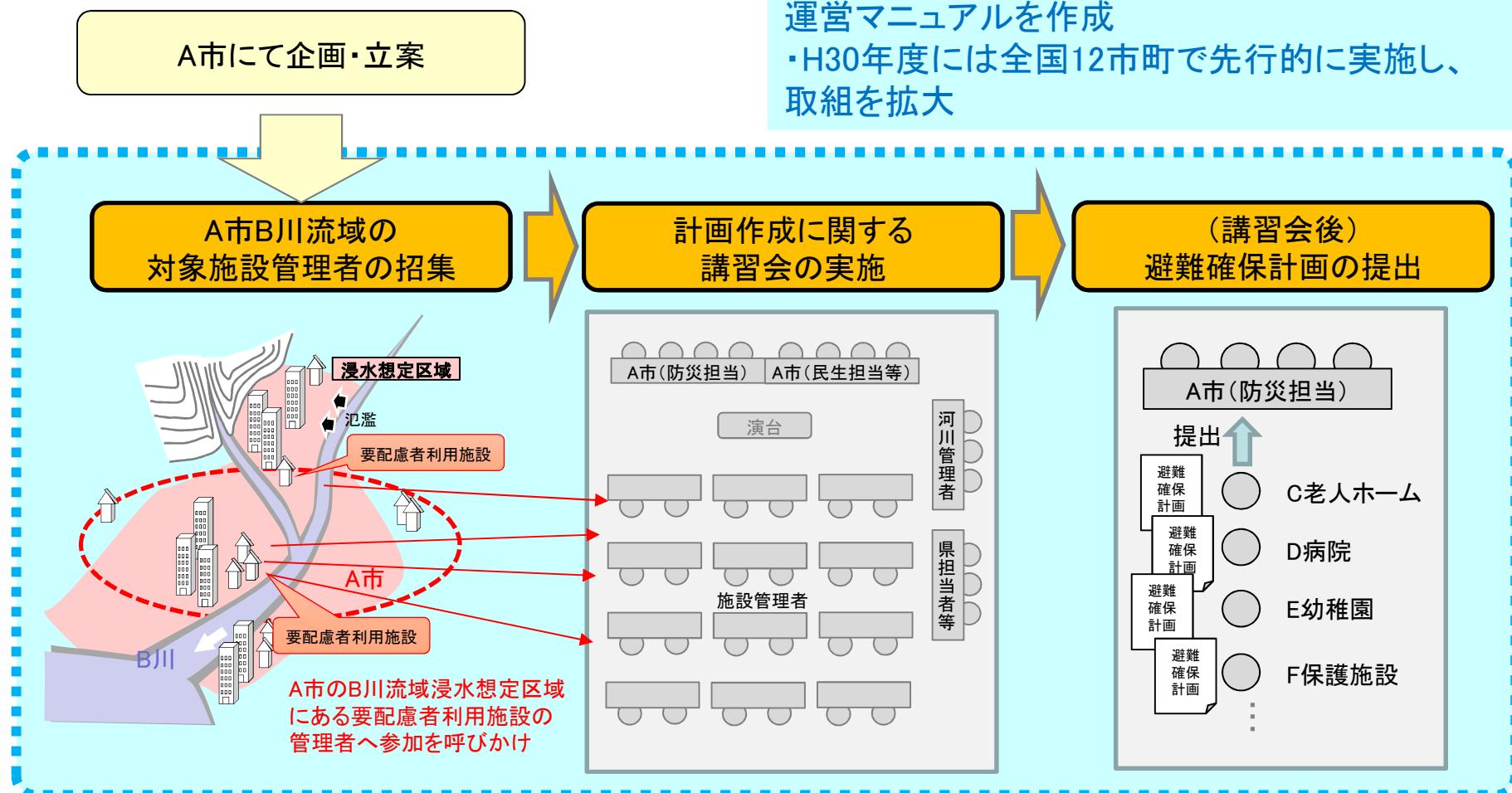
○具体的な事例を用いて、避難経路の選定等避難確保計画作成のプロセスを市町村に例示

市町村の担当者の理解促進

講習会プロジェクトの概要

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】



平成29年度講習会プロジェクトの実施(三重県津市)



- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】

講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前)

37施設(41.1%)



(講習会実施後)

90施設(100%)

講習会の開催状況

前期講習会

【開催日時】

○平成29年11月7日（火）14：00～16：00

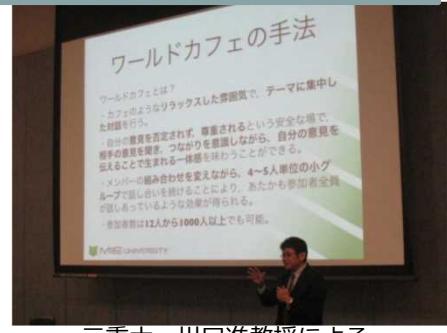
○参加施設数 75施設

【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」
(三重大学大学院 川口 淳 准教授)
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について（津市）
- ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）



会場全体の状況



三重大 川口准教授による
ワールドカフェ手法の説明

後期講習会

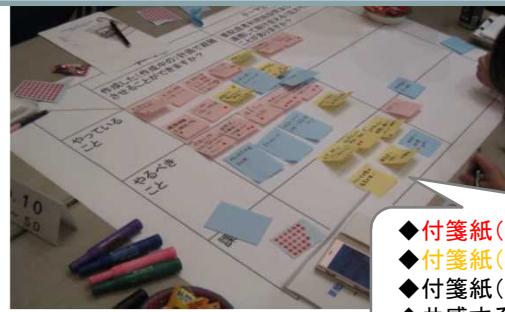
【開催日時】

○平成29年11月30日（木）14：00～16：00

○参加施設数 60施設 ※前後期合わせて90施設参加

【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有
～避難させることができる計画を作成するために～
(テーマ1) 作成した（作成中の）計画で避難させることができますか？
(テーマ2) 要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える（協力できる）ことがありますか？



テーブルでの意見集約状況



会場全体の状況

- ◆付箋紙(赤)：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄)：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青)：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)



- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期（座学） 参加施設数	後期（意見交換） 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

- 国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

<取組を紹介する地方公共団体>

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率 (全国唯一)

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

水戸市の取組事例

- 市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準(洪水予報等によるトリガー)等を記載。
- 説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画を作成を支援。

<独自のひな形を作成>

[ひな形]における洪水時の避難確保計画 ※本資料は、説明に活用するため作成しています。		
1 計画の目的 この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、[]の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。		
2 計画の適用範囲 この計画は、[]に勤務又は利用する全ての者に適用する。		
3 情報収集及び伝達		
(1) 情報収集		
ア 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。		
収集する情報	収集方法	
気象情報、水位警報情報	テレビ、ラジオ、インターネット（避難行動指標のウェブサイト） 水戸市からの直通警報	
水戸市における避難勧告等	水戸市のホームページ、ツイッター、市内送信メール（メールマガジン）、広報紙、電子マガジン、防災行政無線、FMばらん（FM 2002）	
水戸市における避難勧告等の発令	緊急連絡メール（登録不要）、水戸市のホームページ、ツイッターアカウント、事務登録メール（メールマガジン）、広報紙、電子マガジン、防災行政無線、FMばらん（FM 2002）	
※収集する情報については、市役所の市民センターにて問い合わせ可能である。		
※収集する情報については、市役所の市民センターにて問い合わせ可能である。		
4 体制		
体制確立の判断時期		
活動内容		
対応班		
注意体制	・水戸市に大雨洪水注報発表 ・那珂川水府権水位が「はん墨水位」(4m)を超過したとき 等	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 情報班
	・水戸市に大雨洪水警報発表 ・那珂川水府権水位が「避難有効水位」(6.4m)に達するおそれがあるとき 等	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 情報班 ・使用する資器材の準備 避難誘導班
	・大雨特別警報発表 ・避難勧告等の発令 那珂川水府権水位が「避難有効水位」(6.4m)をを超え、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、「はん墨危険水位」(6.8m)に達したとき 水戸市から連絡が入る。 ・危険の前兆を確認 等	・入居（宿泊）者の家族等への事前説明 ※病院等においては、外來診療 ・周辺住民への事前協力依頼 情報班 ・要配慮者の避難誘導 避難誘導班
警戒体制	・大雨特別警報発表 ・避難勧告等の発令 那珂川水府権水位が「避難有効水位」(6.4m)を超えるおそれがあるとき 等	・避難誘導 ・要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導 避難誘導班
	・大雨特別警報発表 ・避難勧告等の発令 那珂川水府権水位が「避難有効水位」(6.4m)を超えるおそれがあるとき 等	・避難誘導 ・要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導 避難誘導班
5 活動内容		
活動実施		
対応班		
6 地域との連携		
(1) 日頃から、地域との関係を保め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要員」による支援を実現する。		
7 地域との連携		
(1) 日頃から、地域との関係を保め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要員」による支援を実現する。		

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成

- 水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容をあらかじめ示すことで施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進

<施設への個別対応>

○ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説

- 提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、市職員が戸別訪問して作成を依頼するとともに、再度の説明。戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

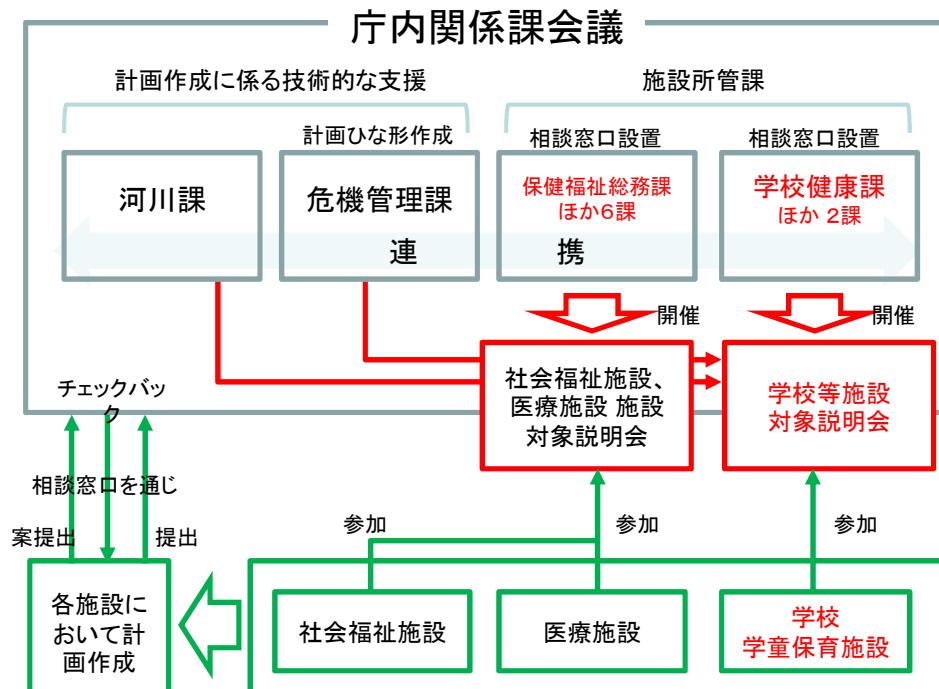
避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点)

97% (65/67)

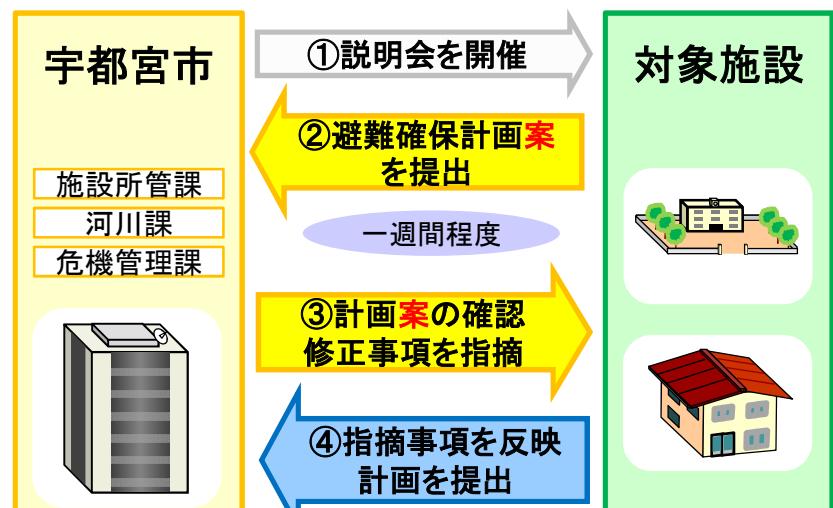
宇都宮市の取組事例

- 庁内関係部局から構成される「**庁内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「**庁内関係課会議**」が一体となって計画作成を支援。
- 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

<庁内関係課会議を設立>



<計画の提出方法に工夫>

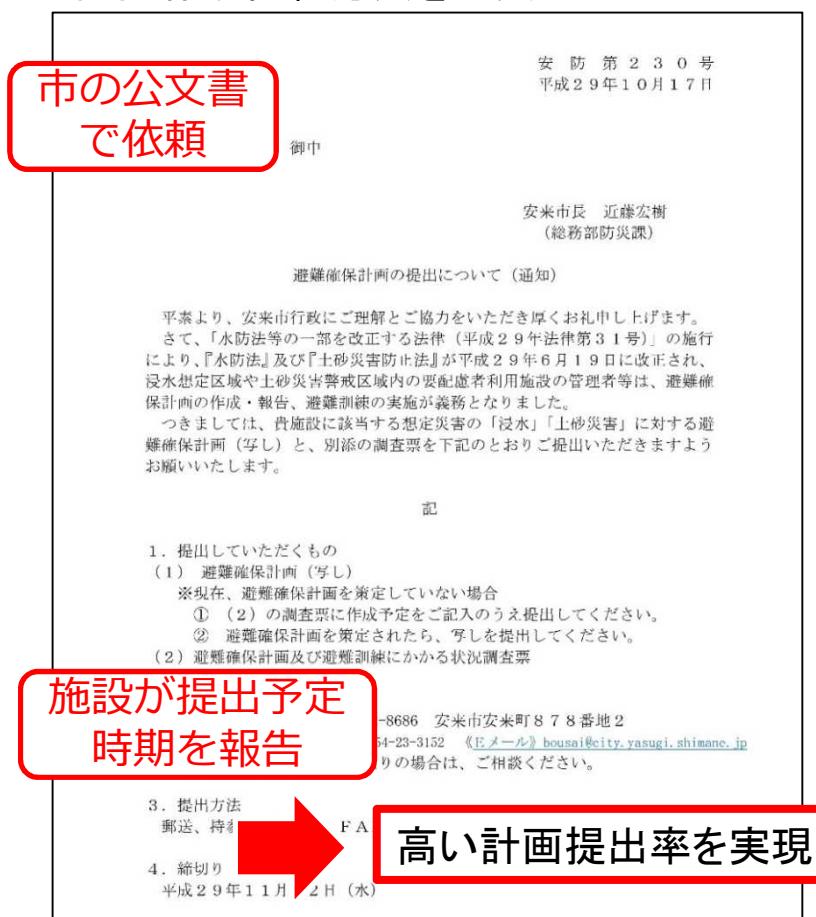


避難確保計画の作成状況
(平成30年10月末時点) **100% (49/49)**

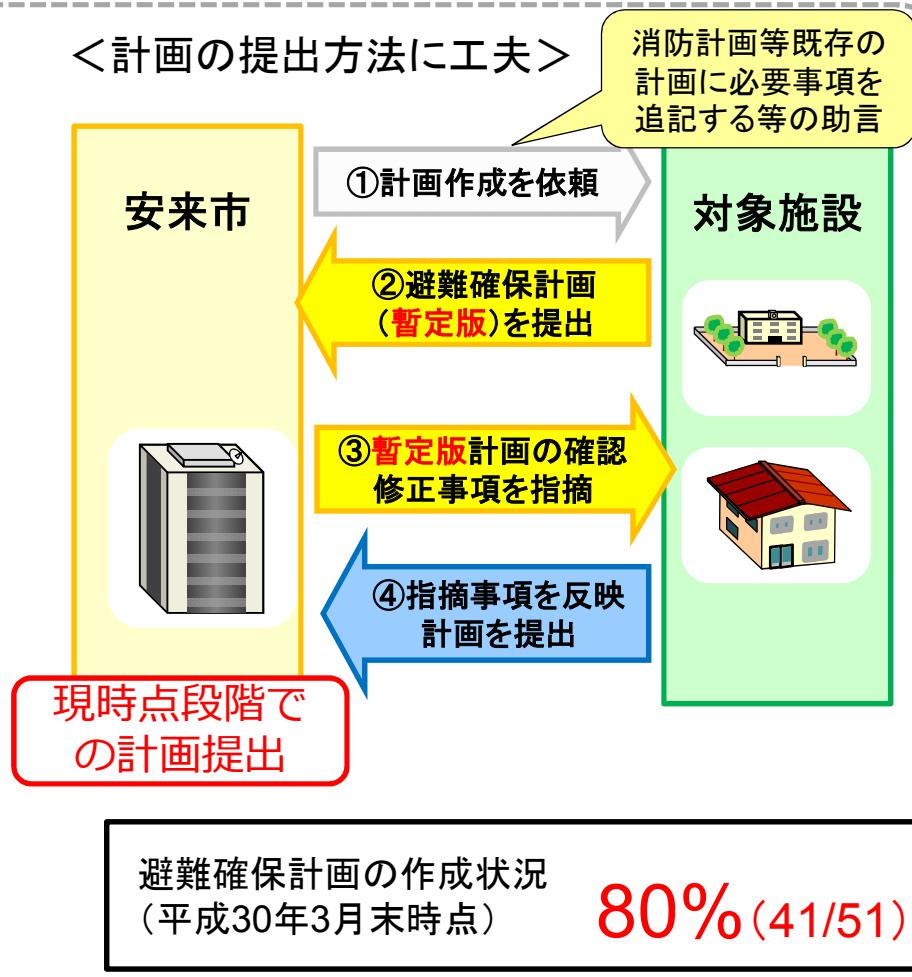
安来市の取組事例

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

<計画作成依頼方法を工夫>



<計画の提出方法に工夫>



徳島県の取組事例



- 河川整備課内に専任の担当者を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
 - 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
 - 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進

＜専任担当者の配置＞

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。
 - 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を電話等で直接説明。

○国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ独自のひな形を公表することで施設の計画作成における負担を軽減

＜独自のひな形の作成＞

県作成のひな形

＜市町村へ避難確保計画作成

プロセスの例を提供>

板野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について

板野町要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作成してみましたので、参考にしてください。

○○町での浸水被害時の想定を考えると。

事例1 医療法人OOOO 病院（医療・高齢者支援施設）での避難確保計画の検討

市町村の担当者の理解を促進

市町村の担当者の理解を促進

卷之三十一

© 2019 Pearson Education, Inc.

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

卷之三

避難確保計画の作成状況 (平成30年9月末時点) **47%** (843/1,788)

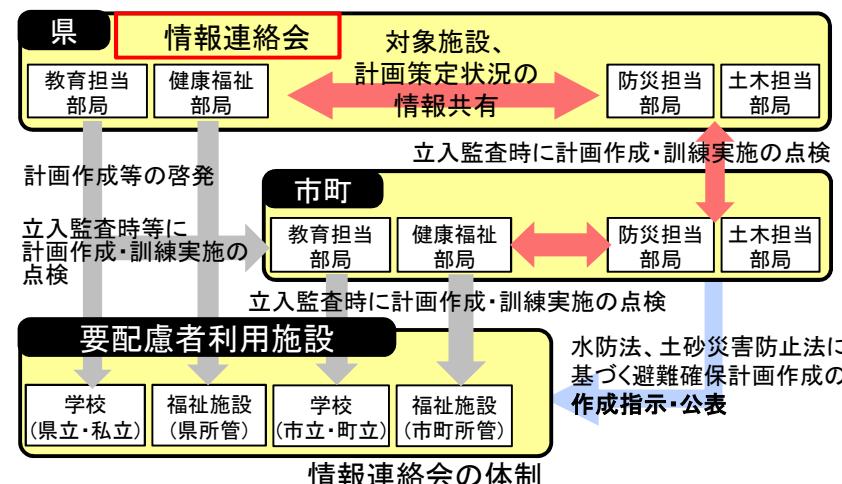
県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

香川県の取組事例

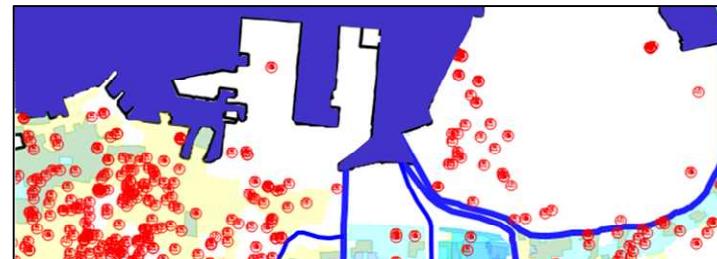
- 県庁内関係部局の連携を図るため、「情報連絡会」を設置。
- 市町村における地域防災計画作成を支援するため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧をGISを活用して位置情報とともに各市町に提供。

<情報連絡会を結成>

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



<市町村への情報提供>



- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

市町村における対象施設選定の負担を軽減

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **36% (235/658)**

県内全ての対象市町村で計画作成率10%以上